

さくま
佐久間

もと
基

学位の種類 法学博士
学位記番号 法博第24号
学位授与年月日 平成2年3月28日
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻 東北大学大学院法学研究科（博士課程後期3年の課程）
公法学専攻
学位論文題目 専断的治療行為と傷害罪
論文審査委員 （主査）
教授阿部純二 教授岡本勝

論文内容の要旨

本論文の構成は、次のとおりである。

序

第一節 問題状況

第二節 ベーリング

第一章 治療行為非傷害説

第一節 エンギッシュ

第二節 エーベルハルト・シュミット

第三節 ボッケルマン

第二章 治療行為傷害説

第一節 判例

第二節 バウマン

第三章 修正説

第一節 ホルスト・シュレーダー

第二節 ホルン

第三節 クラウス

第四章 わが国における学説

第一節 金沢教授

第二節 大谷教授

第三節 町野教授

結 語

本論文は、専断的治療行為、例えば患者の承諾のない手術が傷害罪に該当するかという問題を取り扱う。西ドイツでは1894年ライヒ裁判所の判決いらい判例、学説が競ってこれを論じ、傷害説、非傷害説、一定の場合に傷害になるとする修正説が対立してきた。本論文は各説の沿源にさか上って詳細に検討を加え、また日本の学説をも考察したうえ、結論として非傷害説を提示する。そして、非傷害説に立つ場合の問題点、例えば、治療行為の危険性が高い場合、身体の重大な変更をともなう場合には、患者の承諾が必要であり、これを欠けば傷害になるとする。

論 文 審 査 結 果 の 要 旨

本論文は、わが国で余り論じられていない領域における本格的な研究で、学界に寄与し得るものと認められる。